

## むつ市第一類収集運搬業務委託仕様書

### 1. 業務の趣旨

この業務は、市民の日常生活に直結しており、住民サービスに徹することを第一義とし、安定的にサービスを提供しなければならない。

また、家庭から排出される廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としている。

### 2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、業務実施者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出し、市民の混乱を招かないよう、前任者と同ルート、同時間さらには、啓発シールの貼付基準を保つように十分な協議をすること。

### 3. 業務内容

- (1) 業務実施者は、発注者が指定した場所に分別排出された「もえるごみ」、「もえないごみ」及び「資源ごみのうち缶類」（以下「もえるごみ等」という。）を定められた日に収集し、発注者が指定する施設まで運搬すること。
- (2) 受注者及び業務実施者は、実施する業務の範囲内において、発注者が収集の必要を認めた「もえるごみ等」について、発注者からの指示があった場合、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者及び業務実施者は、発注者が通知する「もえるごみ等」の収集場所の増減又は移動について、その指示に従わなければならない。
- (4) 受注者及び業務実施者は、発注者に対して、冬期間の道路事情による「もえるごみ等」の収集場所の一時的な移動を求めることができる。また、冬期間の道路事情等を理由に、これを補助する目的で使用する車両（以下「補助車両」という。）についても発注者に対し申請することができる。
- (5) 発注者は、業務実施者が「もえるごみ等」の収集を優先して行わなければならない路線を指定することができる。

### 4. 搬入施設

業務実施者は、収集した「もえるごみ等」を下北地域一般廃棄物等処理施設（以下「アックス・グリーン」という。）または発注者からの指示がある場合には（仮称）下北地域新ごみ処理施設へ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、施設における設備の故障等の理由により、「もえるごみ等」を搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

## 5. 指定地区及び業務の時間等

- (1) 指定地区、収集ごみ種及び収集日は、別紙「むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。業務時間内に、発注者より再収集の依頼等を受けた場合、発注者の指示に従うこと。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

## 6. 機材及び人員

- (1) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の車両又は使用車種規制に適合する車両とする。ただし、補助車両及び点検整備又は修繕の際に一時的に使用する代替車両については、この限りでない。
- (2) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (3) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 2 人以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (5) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合や収集した「もえるごみ等」が発火した場合等、トラブルが発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならない。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。
- (6) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 か所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。

## 7. 業務報告

- (1) 受注者は、収集日ごとの委託業務履行状況を記入した「第一類収集運搬業務作業日報」を毎月ごとにまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 受注者は、毎月ごとの委託業務履行状況を指定された「第一類収集運搬業務報告書（月報）」にまとめ、翌月の 7 日までに発注者に必ず提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (3) 業務実施者は、発注者が特に指示するまでの間、1 日の業務完了時に、発注者にその旨を報告すること。
- (4) 業務実施者は、自然災害をはじめとする受注者又は業務実施者の責に帰することができない理

由により、定められた業務の時間内に発注者が指定する施設に「もえるごみ等」を搬入できない場合、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

## 8. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。

## 9. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の7日までに請求書を発注者に提出すること。3月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による収集運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによって燃料費等の必要経費に増減が生じた場合にあっても、委託料は変更しない。

## 10. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、服装及び住民への対応等について十分注意を払い、発注者の品位を傷つけ、信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、使用車両後部に乗車してはならない。
- (3) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、「もえるごみ等」の飛散や落下、悪臭の発生等を防止するため、車両後部の扉を閉じて「もえるごみ等」を運搬しなければならない。
- (4) 業務実施者は、発注者が指定した場所から「もえるごみ等」を収集した後、「もえるごみ等」の収集場所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。  
特に形状が「アミ」のごみ集積所については、収集後に「アミ」等が強風等で飛散しないように適切にまとめておかなければならない。
- (5) 業務実施者は、収集場所に排出された「もえるごみ等」が、当市におけるごみの分別及び出し方に明らかに適合しない場合、「啓発シール」に収集しない理由と日付を記入し当該ごみ袋にシールを貼付け、その状況・対応を日報に記載すること。また、啓発シールを貼付してから概ね2週間を経過したものは回収すること。ただし、搬入禁止物や、粗大ごみ等の不適切なものについては、発注者に連絡し、指示に従うこと。
- (6) 業務実施者は、本業務に従事している間、本業務以外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (7) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年むつ市条例第3号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。
- (8) 業務の実施について疑義が生じた場合は市長の指示に従わなければならない。

## 11. その他

- (1) 受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止について、すべての作業従事者に感染予防の対応を徹底させなければならない。

むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書

[ 第一類 ; 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ(缶類) ]

[ 搬入施設 ; 下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」または発注者の指示があった場合には(仮称)下北地域新ごみ処理施設 ]

No.	指定地区	収集区域			
		月・木(可燃)	火・金(可燃)	水・土(不燃及び缶類)	
1	A	本町・横迎町一丁目～二丁目 小川町二丁目①【国道338号】 品ノ木①【農免道路】	仲町 若松町 松原町	不燃; 第2・4水	本町・田名部町・柳町一丁目 横迎町一～二丁目・上川町 品ノ木・酪農
2	B	柳町二～三丁目 栗山町	新町①【円通寺～海老川町】 海老川町	缶類; 第1・3土	柳町二～三丁目 小川町一～二丁目 栗山町
3	C	柳町四丁目・上川町 土手内・赤坂・斗南岡・最花	下北町・緑町 大湊上町①【海側】・大湊浜町①【常楽寺坂下】 宇田町①【海側】・川守町①【海側】		柳町四丁目・槌川目・土手内 赤坂・斗南岡・最花・女館・宮後・尻釜 椈山・大字関根地区
4	D	旭町・山田町 文京町①【バイパス・海側】	大平町 大湊新町①【海側】 大湊浜町②【海側】		旭町・大平町・山田町①【バイパス・海側】 大湊新町①・大湊浜町①②・大湊上町① 宇田町①・川守町①
5	E	並川町・荒川町・松森町 文京町②【バイパス・山側】 越葉沢	大湊町・宇曾利川 大字城ヶ沢地区	不燃; 第1・3土	山田町②【バイパス・山側】・文京町・並川町 荒川町・松森町・越葉沢・大湊新町② 大湊上町②・大湊浜町③
6	F	中央一～二丁目・金谷一丁目①【一部】 金谷二丁目・緑ヶ丘 十二林・美里町・岩菜	大湊上町②【山側】・大湊新町②【山側】 大湊浜町③【山側】	缶類; 第2・4水	中央一～二丁目 金谷一～二丁目 松山町・緑ヶ丘・十二林・美里町・岩菜・長坂
7	G	金谷一丁目②【一部】 小川町一丁目・松山町 長坂	宇田町②【山側】・川守町②【山側】 桜木町		桜木町・大湊町・宇田町②・川守町② 宇曾利川 大字城ヶ沢地区
8	H	田名部町・柳町一丁目 小川町二丁目②【国道338号除】	苫生町一～二丁目 新町②【苫生町方面】 金曲一丁目①【一部除】	不燃; 第1・3水	苫生町一～二丁目 金曲一丁目①【新町～苫生町方面】・新町 海老川町
9	I	女館・槌川目 宮後・尻釜・椈山 大字関根地区	新町③【新大橋～昭和町方面】 金曲一丁目②【新町側】 昭和町	缶類; 第2・4土	下北町・緑町 仲町・昭和町 金曲一丁目②【若松町方面】
10	J	品ノ木②【農免道路以外】 酪農・一里小屋・大字奥内地区 大字中野沢地区	金曲二～三丁目・南町 赤川町・南赤川町 大曲一～三丁目		若松町・金曲二～三丁目・南町・松原町・赤川町 南赤川町・大曲一～三丁目・一里小屋 大字奥内地区・大字中野沢地区

※毎月1日～7日を第1、8日～14日を第2、15日～21日を第3、22日～28日を第4●曜日とする。

## むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書

[ 第一類 ; 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ(缶類) ]

[ 搬入施設 ; 下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」または発注者の指示があった場合には(仮称)下北地域新ごみ処理施設 ]

No.	指定地区	収集区域				
		月・木(可燃)	火・金(可燃)	水・土(不燃及び缶類)		
11	川内	A	谷地町①・楡木・板子塚・高見台 熊ヶ平・銀杏木・上小倉平・下小倉平 安部城・畑・湯野川	仲崎・初見	不燃; 第2・4土 湯野川・仲崎・初見	谷地町①・楡木・板子塚・高見台・熊ヶ平 銀杏木・上・下小倉平・安部城・畑
12		B	谷地町② 上町・浦町・中町 浜町・新町	葛沢・桧川・宿野部 蛸崎・千代ヶ丘・石倉 田野沢・袈川・戸沢	缶類; 第1・3水	谷地町②・上町・浦町・中町・浜町・新町 葛沢・桧川・宿野部・蛸崎・千代ヶ丘 石倉・田野沢・袈川・戸沢
13	大畑	A	新町・中島・湊村	湯坂下・高橋川・小目名村 薬研・堂近・関根橋・明神平	不燃; 第2・4土 缶類; 第1・3水	新町・中島・湊村・湯坂下・高橋川 小目名村・薬研・堂近・関根橋・明神平
14		B	東町 上野1(水木沢含・旧線路下) 上野2(水木沢含・旧線路上)	正津川(平・高待含)		正津川(平・高待含)・東町 上野1(水木沢含・旧線路下) 上野2(水木沢含・旧線路上)
15		C	本町・南町(観音堂・松ノ木含) 兎沢	赤川・木野部 二枚橋・孫次郎間		本町・南町(観音堂・松ノ木含)・兎沢 赤川・木野部・二枚橋・孫次郎間
16	脇野沢	A	弥生町・上町・港町 本町・浜町・下町	谷地町・緑町・親和町・渡向	不燃; 第2・4土 缶類; 第1・3水	弥生町・上町・港町・本町・浜町・下町 谷地町・緑町・親和町・渡向
17		B	九艘泊・芋田・蛸田 寄浪・新井田・瀬野	滝山・片貝・源藤城・清水町 団地・小沢 桂沢・谷地町・親和町・緑町・七引		九艘泊・芋田・蛸田・寄浪・新井田・瀬野 滝山・片貝・源藤城・清水町・団地・小沢 桂沢・谷地町・親和町・緑町・七引

# 令和5年度 むつ市第一類収集運搬業務指定区域別業務負担見込一覧表

【収集ごみ種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類）】

No.	地区	ごみ種	収集日	人口 (R4.12.31) [人]	集積所 箇所数 [ヶ所]	稼動 日数 [日]	収集運搬量 (見込) [t/年]	走行距離 (見込) [km/日]	搬入 回数 [回]	備考
1	むつ	可燃	月・木	1,636	52	103	346	46	2	
			火・金	2,307	44	103	432	50	3	
		不燃 缶類	第2・4水	3,551	111	24	52	55	2	
			第1・3土			24	5	41	1	
2	むつ	可燃	月・木	1,886	59	103	373	64	3	
			火・金	2,116	59	103	427	65	3	
		不燃 缶類	第2・4水	3,649	115	24	48	63	1	
			第1・3土			24	6	44	1	
3	むつ	可燃	月・木	2,542	50	103	545	62	4	
			火・金	2,559	81	103	521	65	3	
		不燃 缶類	第2・4水	3,671	108	24	57	87	2	
			第1・3土			24	6	63	1	
4	むつ	可燃	月・木	2,504	44	103	514	74	3	
			火・金	1,368	62	103	289	51	2	
		不燃 缶類	第1・3土	3,944	124	24	50	65	2	
			第2・4水			24	5	56	1	
5	むつ	可燃	月・木	2,978	47	103	559	74	4	
			火・金	1,977	43	103	172	75	1	
		不燃 缶類	第1・3土	4,821	120	24	50	70	2	
			第2・4水			24	5	62	1	
6	むつ	可燃	月・木	3,008	48	103	574	103	4	
			火・金	1,263	62	103	299	75	2	
		不燃 缶類	第1・3土	4,501	78	24	47	87	1	
			第2・4水			24	5	84	1	
7	むつ	可燃	月・木	2,704	58	103	548	92	4	
			火・金	1,397	50	103	354	88	2	
		不燃 缶類	第1・3土	3,374	93	24	35	88	1	
			第2・4水			24	4	85	1	
8	むつ	可燃	月・木	855	51	103	206	31	2	
			火・金	3,001	70	103	582	64	4	
		不燃 缶類	第1・3水	4,940	128	24	54	60	2	
			第2・4土			24	7	50	1	
9	むつ	可燃	月・木	1,959	71	103	407	120	3	
			火・金	1,847	55	103	410	59	3	
		不燃 缶類	第1・3水	5,304	134	24	59	77	2	
			第2・4土			24	8	63	1	
10	むつ	可燃	月・木	2,204	70	103	418	68	3	
			火・金	3,252	77	103	609	70	4	
		不燃 缶類	第1・3水	5,608	142	24	58	91	2	
			第2・4土			24	7	85	1	

# 令和5年度 むつ市第一類収集運搬業務指定区域別業務負担見込一覧表

【収集ごみ種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶類）】

No.	地区	ごみ種	収集日	人口 (R4.12.31) [人]	集積所 箇所数 [ヶ所]	稼働 日数 [日]	収集運搬量 (見込) [t/年]	走行距離 (見込) [km/日]	搬入 回数 [回]	備考
11	大畑	可燃	月・木	943	33	103	251	65	2	
			火・金	555	35	103	151	83	1	
		不燃 缶類	第2・4土	1,498	68	24	25	90	1	
			第1・3水			24	9	88	1	
12	大畑	可燃	月・木	1,596	47	103	365	91	3	
			火・金	732	25	103	183	59	2	
		不燃 缶類	第2・4土	2,328	72	24	33	70	1	
			第1・3水			24	11	67	1	
13	大畑	可燃	月・木	1,440	54	103	329	110	2	
			火・金	658	38	103	173	119	1	
		不燃 缶類	第2・4土	2,098	92	24	31	117	1	
			第1・3水			24	9	117	1	
14	川内	可燃	月・木	906	63	103	207	109	2	
			火・金	651	42	103	188	83	2	
		不燃 缶類	第2・4土	1,557	105	24	33	119	1	
			第1・3水			24	9	144	1	
15	川内	可燃	月・木	678	41	103	214	76	2	
			火・金	1,082	45	103	284	110	2	
		不燃 缶類	第2・4土	1,760	86	24	43	106	1	
			第1・3水			24	10	104	1	
16	脇野沢	可燃	月・木	278	11	103	79	112	1	
			火・金	213	13	103	73	113	1	
		不燃 缶類	第2・4水	491	24	24	12	114	1	
			第1・3水			24	5	115	1	
17	脇野沢	可燃	月・木	431	21	103	101	126	1	
			火・金	358	38	103	171	123	1	
		不燃 缶類	第2・4水	789	59	24	24	137	1	
			第1・3水			24	7	137	1	

※1. 収集の対象となる町内の人口は、令和4年12月31日現在の数値。

※2. 収集の対象となる町内の集積所箇所数は、令和5年3月1日現在の数値。

※3. 収集運搬量は、令和5年1月までの実績を基に算出した見込量。

※4. 走行距離は、1日当たりの見込距離。

(ただし、最大積載量2,000kgの塵芥車を使用した場合とする。)

※5. 搬入回数は、1日当たりのアクセス・グリーン搬入見込回数。

(ただし、最大積載量2,000kgの塵芥車を使用した場合とする。)

※6. 収集場所の詳細は、縦覧図書「ごみ収集場所一覧表」及び「ごみ収集場所位置図」を参照。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ A 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・本町(3)・横迎町一～二丁目(40) ・小川町二丁目【国道338号】(3) ・品ノ木【農免道路】(6)	国道338号⇔国道279号
	毎週 火・金 曜日	・仲町(26)・若松町(14) ・松原町(4)	
不燃	毎月 第2・4水 曜日	・本町(3)・田名部町(10) ・柳町一丁目(16) ・横迎町一～二丁目(40) ・上川町(13)・品ノ木(23) ・酪農(6)	国道338号⇔国道279号 ⇔県道田名部停車場線
缶類	毎月 第1・3土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4( )曜日。



[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ B 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・柳町二～四丁目(41) ・栗山町(18)	国道279号
	毎週 火・金 曜日	・新町【円通寺～海老川町】(24) ・海老川町(35)	円通寺 ⇔県道海老川新町線
不燃	毎月 第2・4水 曜日	・柳町二～四丁目(41) ・小川町一～二丁目(56) ・栗山町(18)	国道338号⇔国道279号
缶類	毎月 第1・3土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ C 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・柳町四丁目(15)・上川町(13) ・土手内(9)・赤坂(7) ・斗南岡(4)・最花(2)	国道279号
	毎週 火・金 曜日	・下北町(24)・緑町(28) ・大湊浜町【常楽寺坂下】(1) ・大湊上町【海側】(7) ・川守町【海側】(13) ・宇田町【海側】(8)	常楽寺坂下(大湊浜町) ⇔八幡坂(宇田町)
不燃	毎月 第2・4水 曜日	・柳町四丁目(15)・槌川目(2) ・土手内(9)・赤坂(7) ・斗南岡(4)・最花(2) ・女館(4)・宮後(4) ・尻釜(1)・栴山(4) ・大字関根地区(56)	国道279号(柳町四丁目)
缶類	毎月 第1・3土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31~1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日~7日が第1、8日~14日が第2、15日~21日が第3、22日~28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ D 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・旭町(15)・山田町(25) ・文京町【バイパス⇒海側】(4)	国道338号(海側)
	毎週 火・金 曜日	・大平町(43) ・大湊新町【海側】(3) ・大湊浜町【海側】(16)	国道338号 ⇔中央公民館(大湊浜町)
不燃	毎月 第1・3土 曜日	・旭町(15)・大平町(43) ・山田町【バイパス⇒海側】(18) ・大湊新町【海側】(3) ・大湊浜町【海側】(17) ・大湊上町【海側】(7) ・川守町【海側】(13) ・宇田町【海側】(8)	国道338号 ⇔八幡坂(宇田町)
缶類	毎月 第2・4水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ E 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・文京町【バイパス⇒山側】(12) ・並川町(22)・荒川町(7) ・松森町(4)・越葉沢(2)	
	毎週 火・金 曜日	・大湊町(3)・宇曾利川(7) ・大字城ヶ沢地区(33)	
不燃	毎月 第1・3土 曜日	・山田町【バイパス⇒山側】(7) ・文京町(16)・並川町(22) ・荒川町(7)・松森町(4) ・越葉沢(2) ・大湊新町【山側】(38) ・大湊浜町【山側】(11) ・大湊上町【山側】(13)	国道338号 (大湊駅前⇔大湊小学校)
缶類	毎月 第2・4水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ F 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央一～二丁目(18)</li> <li>・金谷一丁目【一部】(3)</li> <li>・金谷二丁目(11)・緑ヶ丘(8)</li> <li>・十二林(3)・美里町(3)</li> <li>・岩菜(2)</li> </ul>	むつ市役所旧本庁舎跡地前 ⇄むつ市立図書館前
	毎週 火・金 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大湊新町【山側】(38)</li> <li>・大湊浜町【山側】(11)</li> <li>・大湊上町【山側】(13)</li> </ul>	国道338号 (大湊駅前⇄大湊小学校)
不燃	毎月 第1・3土 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央一～二丁目(18)</li> <li>・金谷一～二丁目(30)</li> <li>・松山町(12)・緑ヶ丘(8)</li> <li>・十二林(3)・美里町(3)</li> <li>・岩菜(2)・長坂(2)</li> </ul>	むつ市役所旧本庁舎跡地前 ⇄むつ市立図書館前
缶類	毎月 第2・4水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ G 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・金谷一丁目【一部】(16) ・小川町一丁目(28)・松山町(12) ・長坂(2)	むつ市役所旧本庁舎跡地前 ⇄(株)マエダ本店前
	毎週 火・金 曜日	・川守町【山側】(13) ・宇田町【山側】(7) ・桜木町(30)	国道338号
不燃	毎月 第1・3土 曜日	・川守町【山側】(13) ・宇田町【山側】(7) ・桜木町(30)・大湊町(3) ・宇曾利川(7) ・大字城ヶ沢地区(33)	国道338号 (川守町⇄桜木町)
缶類	毎月 第2・4水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ H 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・ 田名部町(10)・柳町一丁目(16) ・ 小川町二丁目【国道338号除】(25)	国道279号 ⇔ 県道田名部停車場線
	毎週 火・金 曜日	・ 新町【苫生町方面】(20) ・ 昭和町(1) ・ 金曲一丁目【一部除】(29) ・ 苫生町一～二丁目(20)	とまぶショッピングモール前
不燃	毎月 第1・3水 曜日	・ 海老川町(35)・新町(63) ・ 金曲一丁目【新町～苫生方面】(10) ・ 苫生町一～二丁目(20)	円通寺 ⇔ 県道海老川新町線 新大橋⇔金曲歩道橋
缶類	毎月 第2・4土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ I 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・女館(4)・槌川目(2) ・宮後(4)・尻釜(1)・椀山(4) ・大字関根地区(56)	
	毎週 火・金 曜日	・新町【新大橋～昭和町方面】(19) ・金曲一丁目【新町側】(1) ・昭和町(35)	新大橋 ⇄とまぶショッピングモール
不燃	毎月 第1・3水 曜日	・下北町(24)・緑町(28) ・仲町(26)・昭和町(36) ・金曲一丁目【若松町方面】(20)	
缶類	毎月 第2・4土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。



[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

むつ J 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品ノ木【農免道路以外】(17)</li> <li>・酪農(6)・一里小屋(2)</li> <li>・大字奥内地区(34)</li> <li>・大字中野沢地区(11)</li> </ul>	
	毎週 火・金 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金曲二～三丁目(26)・南町(10)</li> <li>・赤川町(10)・南赤川町(2)</li> <li>・大曲一～三丁目(28)</li> </ul>	
不燃	毎月 第1・3水 曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若松町(14)・金曲二～三丁目(26)</li> <li>・南町(10)・松原町(4)</li> <li>・赤川町(10)・南赤川町(2)</li> <li>・大曲一～三丁目(28)</li> <li>・一里小屋(2)</li> <li>・大字奥内地区(34)</li> <li>・大字中野沢地区(11)</li> </ul>	
缶類	毎月 第2・4土 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5. 3. 1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

大畑 A 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・新町(9)・中島(14) ・湊村(10)	
	毎週 火・金 曜日	・湯坂下(13)・高橋川(2) ・小目名村(6)・明神平(1)・薬研(5) ・堂近(1)・関根橋(7)	
不燃	毎月 第2・4土 曜日	・新町(9)・中島(14)・湊村(10) ・湯坂下(13)・高橋川(2) ・小目名村(6)・明神平(1)・薬研(5) ・堂近(1)・関根橋(7)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

大畑 B 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・ 東町 (13) ・ 上野 1 【水木沢含・旧線路下】 (10) ・ 上野 2 【水木沢含・旧線路上】 (24)	
	毎週 火・金 曜日	・ 正津川 【平・高待含】 (25)	
不燃	毎月 第2・4土 曜日	・ 東町 (13) ・ 上野 1 【水木沢含・旧線路下】 (10) ・ 上野 2 【水木沢含・旧線路上】 (24) ・ 正津川 【平・高待含】 (25)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

大畑 C 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・本町(21)・兎沢(19) ・南町【観音堂・松ノ木含】(14)	
	毎週 火・金 曜日	・赤川(6)・木野部(6) ・二枚橋(19)・孫次郎間(7)	
不燃	毎月 第2・4土 曜日	・本町(21)・兎沢(19) ・南町【観音堂・松ノ木含】(14) ・赤川(6)・木野部(6) ・二枚橋(19)・孫次郎間(7)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

川内 A 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・谷地町①(4)・楯木(7) ・板子塚(5)・高見台(2) ・熊ヶ平(8)・銀杏木(9) ・上小倉平(6)・下小倉平(4) ・安部城(5)・畑(8)・湯野川(5)	湯野川地区
	毎週 火・金 曜日	・仲崎(35)・初見(7)	
不燃	毎月 第2・4土 曜日	・谷地町①(4)・楯木(7) ・板子塚(5)・高見台(2) ・熊ヶ平(8)・銀杏木(9) ・上小倉平(6)・下小倉平(4)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日	・安部城(5)・畑(8)・湯野川(5) ・仲崎(35)・初見(7)	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

川内 B 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・ 谷地町②(4)・上町(10) ・ 浦町(6)・中町(4) ・ 浜町(5)・新町(12)	浦町地区～浜町
	毎週 火・金 曜日	・ 葛沢(1)・桧川(8) ・ 宿野部(11)・蛸崎(5) ・ 千代ヶ丘(1)・石倉(3) ・ 田野沢(8)・褓川(3) ・ 戸沢(5)	
不燃	毎月 第2・4土 曜日	・ 谷地町②(4)・上町(10) ・ 浦町(6)・中町(4)・浜町(5) ・ 新町(12)・葛沢(1)・桧川(8) ・ 宿野部(11)・蛸崎(5)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日	・ 千代ヶ丘(1)・石倉(3) ・ 田野沢(8)・褓川(3) ・ 戸沢(5)	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

脇野沢 A 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・ 弥生町(3)・上町(1) ・ 港町(1)・本町(2) ・ 浜町(2)・下町(2)	
	毎週 火・金 曜日	・ 谷地町(2)・緑町(1) ・ 親和町(3)・渡向(7)	
不燃	毎月 第2・4水 曜日	・ 弥生町(3)・上町(1) ・ 港町(1)・本町(2) ・ 浜町(2)・下町(2) ・ 谷地町(2)・緑町(1) ・ 親和町(3)・渡向(7)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日		

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31~1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日~7日が第1、8日~14日が第2、15日~21日が第3、22日~28日が第4 ( ) 曜日。

[ むつ市第一類収集運搬業務委託指定地区仕様書 ]

脇野沢 B 地区

収集ごみ種	収集日	収集区域	優先路線
可燃	毎週 月・木 曜日	・九艘泊(3)・芋田(1) ・蛸田(3)・寄浪(5) ・新井田(4)・瀬野(5)	
	毎週 火・金 曜日	・滝山(3)・片貝(5)・桂沢(1) ・源藤城(4)・清水町(2)・谷地町(1) ・親和町(2)・緑町(2)・七引(1) ・団地(2)・小沢(15)	
不燃	毎月 第2・4水 曜日	・九艘泊(3)・芋田(1) ・蛸田(3)・寄浪(5) ・新井田(4)・瀬野(5) ・滝山(3)・片貝(5)・桂沢(1)	
缶類	毎月 第1・3水 曜日	・源藤城(4)・清水町(2)・谷地町(1) ・親和町(2)・緑町(2)・七引(1) ・団地(2)・小沢(15)	

※ 「収集区域」欄の「( )」中は収集箇所数(R5.3.1現在)。

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「収集日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4 ( ) 曜日。